

第九管区海上保安本部公示第 23 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき水路測量の実施について、次のとおり公示する。

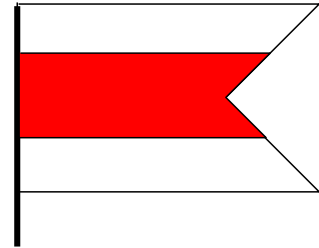
令和 8 年 6 月 15 日

第九管区海上保安本部長

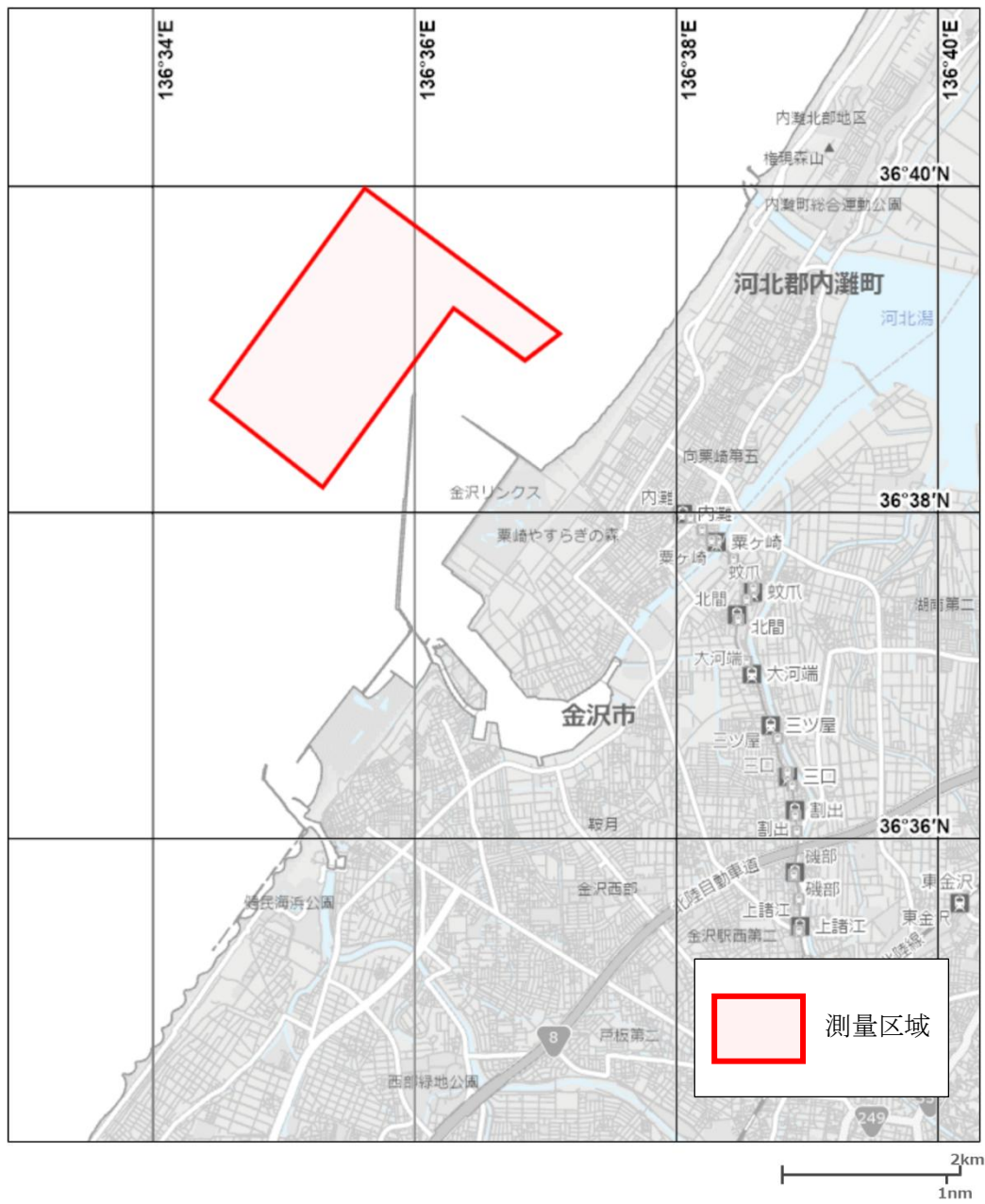
古川 大輔 （公印省略）

金沢港及び付近の水路測量

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名称 第九管区海上保安本部
住所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
調査区域 金沢港及び付近（付図参照）
調査期間 令和 8 年 7 月 1 日から 11 月 30 日までのうち 5 日間
- 3 水路測量の実施方法
用船を使用して、GNSS により測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置
イ 用船は、水路業務法第 17 条に基づき、水路測量業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める「白紅白」旗の標識を掲げる。
ロ 九管区水路通報により周知する。



調査区域図



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>)を加工して作成
[海上保安庁 (JCG) /Esri Japan]